

知事記者会見（平成21年8月3日）

●知事発表

なし

●幹事社質問

（１）８月臨時議会について

（２）衆議院の各党マニフェストについて

●その他の質問

（１）土砂災害に対する県の取り組みについて

時間：12：59～13：32

場所：県庁プレゼンテーションルーム

（幹事社）

すいません、よろしくお願いいたします。

知事発表は特にないということなのですが、知事から何か・・・。

（知事）

今度から（知事発表が）無い時でも一言二言、特別オフィシャルなものではないですが、その時その時のお話をしたいと思います。ということで、私から今日は2つお話しします。

いよいよ、今日から秋田市の竿燈が始まります。竿燈ばかりではなく、今、東北は祭りのシーズンです。そして、秋にかけては県内でもいろんな祭り、あるいは郷土の伝統行事が行われます。市長の時は、毎年、3日の朝5時台から御幣渡しといって、竿燈の先につけるお守りを千秋公園の八幡神社で渡す儀式がありました。市長の時の癖が抜けずに朝4時ぐらいに目覚めて雨が降ってましたので大変心配しましたけれども・・・晴れてきてほっとしています。今年は景気の低迷、あるいは新型インフルエンザの影響等々で東北の夏祭りもチケットの売り上げなどがあまりよくないようですけれども、天気予報によりますと竿燈期間中の4日間は大体天気はいいようですので、やる方も見る方も皆さん大いに楽しんでいただけたらなと思っています。

県庁の第2庁舎（玄関）が非常に殺風景でした。あれだけの空間、スペースがあります。竿燈の時だけではなく修学旅行などでも県庁に県内の子供さん方がお見えになりますので、竿燈に合わせて、あそこを少し模様替えしまして、県内の産業や観光、その他いろんなもののPRをする空間をつくって、大分明るくなりました。内陸線や由利高原鉄道のPR、あるいは北秋田市でも関連してブースを設けて何かやるようですけれども、いろんな形で県もそれぞれの地域の行事に関わっていくべきだなと思っています。後で、ご覧になって

いただければ大分様相が変わっています。

もう一つは、先週、金曜日に東京有楽町で、リチャード・ギアの「HACHI」という秋田犬の映画のチャリティー試写会がございまして、皇太子殿下ご一家と一緒にさせていただき、映画を見ました。8月8日封切りになるそうですが、随所に秋田犬が出てまいりました。大変賢く独立心の強い犬だということで、秋田犬も大変褒められており、何となく元気が出たような感じでした。この後、秋田をいろんな面で多くの皆さんから再発見していただければいいなと思って試写会を見てまいりました。内容は泣かせる映画で、大の男も3回は必ず泣くというものです。ストーリーはシンプルですが、大変じわっと来る映画でした。私からは以上です。

(幹事社)

ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして幹事社からの質問事項に移らせていただきます。

初めに、6日に開かれます8月臨時議会について、先日、予算案の概要などは発表になっておりますけども、改めまして知事から、ねらいなどをお聞かせいただけますでしょうか。

(知 事)

8月臨時会というのはこれまであまりないんですけれども、一部、国の経済対策関連の基金造成及びその基金を活用した事業が一番大きく、15億5,700万円ということですよ。もう一つは、今回の大雨の災害の関係で4,100万円。あと、衆議院議員選挙で立候補予定者の見込みが前より増えましたので、これで約1,000万円ということで補正をさせていただくものです。それと若干議会の方の予定もあるようであります。

国の経済対策の関連は、地球温暖化防止等の臨時対策基金が主なものです。あと、基金を活用した事業としては、県庁第二庁舎の省エネ照明、LED化改修だとかハイブリッド外灯の設置を行うということです。もう一つは、私立学校の授業料減免に対する助成というところが主なものです。

(幹事社)

ありがとうございます。

このことについて、各社ご質問ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。もし後でありましたらまた後ほどよろしくお願いいたします。

続きまして、衆議院選の各政党のマニフェストがほぼ出揃ったということですが、ご覧になったと思うんですが、各政党の目立ったところとか、感想などをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

(知 事)

初めに各政党ともかなり知事会の議論等を意識した点は見られます。そういう意味では、今後の点数付けということを前提にマニフェストを作ったものとは思われますが、地方分権については各政党とも今まで必ずしも真剣に考えてこなかったのかなという感じがいた

します。そういう意味で今回一通りのことが揃っていますけれども、やや短期間にばたばたと、各政党ともマニフェストにいろんな項目を入れ込んだというところではないかと思えます。

そういうところで、それぞれの政党、若干のスタンスの違いがありますが、一応のものは盛り込まれています。これについては、8月7日に知事会が政党関係者と公開討論会を行います。マニフェストは、お題目と簡略的な内容しか書いていませんので、そこで、さらに突っ込んだ質問等をして、それにより最終的に評価が出される予定です。8月7日に公開討論会をやりますけれども、知事会の代表者ですので、その他この評価に関係する人はそれぞれ自分なりに見た感想といいますか、評価を知事会に出すことになっています。

私もちょっとばたばたしていてざっとしか見ていませんので、これから、中を詳しく縦横の整合性も見て全国知事会にコメントを出したいなと思っています。

先ほどお話したとおり、これまで必ずしも体系的に各政党が取り組んできていませんでしたので、これからどの政党が政権を握ったとしても、きっちりやっていただけるのかどうかということもあります。単に書いてあるものをそのまま評価するだけではなく、これまでとの整合性、さらに財政の問題、地方財政の問題は国家財政の問題ともリンクしますので、そういうところが政党の関係者がメモを見ないで答えられるのかどうか、そこら辺が興味深いところです。（私を含め）新たに22の都道府県知事が参加して既メンバーと合わせて28都道府県で評価することになっています。

なお、7日は公務が入っておりましたので私は出席出来ませんが、コメントは届けたいと思っています。8月7日の討論会を終えて9日あたりに知事会として評価を正式に出すという予定に今のところなっているようです。

（マニフェストに）最初に入っていないくて後で知事会から指摘されて入れてくるところもあったり、そこら辺がどうなのか、点数の付け方にいろいろあるんじゃないかと思えます。

（幹事社）

ありがとうございました。
各社どうぞ。

（記 者）

今、知事のお話の中で、今まで必ずしも真剣に考えたということはなかったのじゃないかというお話がありますが、それはどの点でそう感じるのでしょうか。

（知 事）

何といいますか、地方分権の脈絡というのがありますね。詳しく一言一句見ているわけではないですけども、それぞれの項目ごとのつながが見えないところがあります。「国と地方の協議の場の法制化」というのは単独で出てくるでしょうけれども、実は分権改革の税財源の配分とか交付税とか、あるいは国庫補助負担金の取り扱いというのは個別の項目のようだけれども関連があるんです。でも、そこら辺があまりはっきりしていないのでこれからどうなるのかなと、どういう風に読めばいいのかというところです。7日は各知

事から、かなり税財源論が出てくるのではないのでしょうか。「国との協議の場の法制化」というのは、中身は別にして「する」「しない」ということですから、あとは、道州制の問題はどのように扱うのか、ある政党は最初から出ていますけれども、ほとんど出ていないところもあったり、あるいは付け足しで後で出てきたりといろいろですので、この辺がよくわからないところです。

(記 者)

今のその説明が短期間でばたばたというところにもつながってくるんですか。

(知 事)

地方分権については、知事会がプレッシャーをかけたから慌てて出してきたということもあるのではないのでしょうか。地方分権というのは知事会が大きく取り扱わなければマニフェストでは素通りになっていたのかなという感じがします。そういう意味では、知事会のいろんな活動により分権について国政の場で論じられるということは前進ではあると思います。

(幹事社)

ほかにございますか。

(知 事)

3点ほど確認させていただきます。マニフェストに関連して、国の出先機関について、民主党が廃止、自民党が廃止も含めて見直すと。この点についてどうお考えになるか、これが1つ目。2つ目が国の直轄事業、これについては民主党が4年間で半減させる、自民党が地方負担の維持管理費に限り廃止すると。これについてどちらを支持するか。この2つをちょっと教えていただきたいと思います。

(知 事)

国の出先機関の100パーセント廃止は私はないと思います。民主党も原則廃止。それから自民党は国の出先の廃止・縮小と書いています。これは、言葉をどちらから見のかですからどちらも同じことです。いずれにしても、出先機関というのはどこからどこまでだという定義をきちっとしなければならぬ。全部なくなったら国は動きませんから。いずれにしても100パーセント廃止とはどこも書いてません。

それから、直轄事業負担金ですけれども、この維持管理費について、知事会でも建設費負担金については、廃止の方向ということで100パーセント廃止とは言っていないんですよ。実は分権の税財源の配分とも関係してくるんですが、例えば、直轄事業の中でも一つの県に収まるような公共施設、道路とか河川の場合、税財源の方で手当をするとなると、その部分は国の事業でなくなりますので、全く廃止になるんでしょうけれども、ものによっては、本来国の一律の基準でやるとなかなか難しいけれども、その地域によって若干の負担を出してもいいから施設が是非とも必要だということをお願いというか国に提言するということもあり得ると思います。ですから、知事会では22年度維持管理費はすぐに廃

止、建設費負担金は将来廃止というのは、将来の税財源とリンクした上でと言っています。

民主党の国直轄事業の地方負担廃止というのはこれはこれでいいんでしょうけれども、直轄事業が減ると、どのぐらいの直轄事業が残るのか。暫定税率がなくなりますから、道路財源はどこから出てくるのかという、ここら辺が7日の議論にもしかしたらなるのかなと思います。だからどっちがいいのかというのは難しいんですよ。これだけの問題じゃないものですから。

さっき言った協議機関の法制化というのは、やるとやらないで明らかにデジタルでゼロか1かなんですが・・・この問題はほかとも関連しますので・・・。

(記 者)

すいません、あと1点。

先ほど国の国家財政のところは地方財政ともリンクしてくるとおっしゃってまして、今回、マニフェストを見るといろいろ手当とかいわゆる「ばらまき」と呼ばれるような政策が結構散見されるのかなと思うんですけども、その点について地方財政、このマニフェストを見て地方財政に与える影響についてどのようにお考えになるかお伺いいたします。

(知 事)

短期的には、やはり今の経済対策というものは必要なものもあります。これは否定するものではありません。ただ心配するのは、いろんなサービス、しかもそれがお金を直接やるのか、割引するものもあるんですけども、トータルとしてある程度の先まで見通しているのか、財政規律が変に緩んでいるのではないのかなと心配です。このままずるずるいくと日本の国際的評価がどうなるのか。確かに選挙の際には、何でもサービスするというと投票していただけると思うんですけども、それがいいことかどうかは、後で出てくることになると思います。ですから私は過当サービス競争になるのではないかと、その行く末は空恐ろしい感じがします。

だから地域に行って座談会の時に、「村なか街かどミーティング」の時には必ずそのお話をします。一定の国債残高を超えますと、おかしい状況になり得る可能性があるんです。この辺が国際的に金融市場でどう評価されるのか。各政党とも今勝たなきゃならなくてどうしようもないんでしょうけれども、ここら辺がどうなのかなと思います。

自治体はそれに浮かれて、ああだこうだと、金目のことを要求するのも、必要なものは国に言うべきですけども、むしろ自治体の方でしっかりしなきゃならないというような感じがします。

(幹事社)

あと何かございますでしょうか。

(記 者)

先週も同じ質問をさせていただいて、山口県で土石流の災害があったかと思うんですけども、改めてちょっと質問をさせていただきたいと思います。秋田県にある土砂災害警

戒区域というのは727あるかと思うんですけども、その中に災害時に援護を必要とする要援護者施設が、全国でも3,000カ所ぐらいあるんですけども、秋田だと22あるということなんですけど、そのことについての知事のご認識を改めて聞かせてください。

(知 事)

これも単純にはいかない話なんです。そういうことがあまり意識されない時にそういう場所に造られたものや、後にその周辺が開発されたところもあります。日本の国土は狭いものですから・・・何十年も前で、誰もそういうことを考えたことがなかったということがあったかもしれません。ただ、現実には災害時の要援護者関連施設の危険箇所が220あって、そのうち90が処置済み、130は未対策箇所です。また、施設として21、箇所としては22がその区域指定となっています。市町村に取り組み状況等の調査をしましたので、この22の箇所をどういう形にするのか最優先で検討していきたいと思います。県内の25市町村と消防庁、消防の関係者による意見交換会を8月7日に開催しますので、それぞれの意向等の状況を踏まえた上で、個別にこれらのまずは避難支援プランの策定を県が働きかけ、動くということになると思います。

その他、ハードの方の施設整備についてもなかなか一気にとはいきませんが、優先順位をつけながら、建設関係の事業で前進をさせたいということです。福祉関係の部局とそのハードの方の建設部局と連携を取りながら、一歩でも前進するようにやるということで庁内の意思決定をしたところです。

(記 者)

庁内の意思決定というのは具体的にどういうことですか。

(知 事)

庁内の意思決定というのは、私が担当部局から説明を受けて、その際にそういうことでやりましょうということです。

(記 者)

あと関連でもう一つなんですけれども、土砂災害警戒区域というのが727カ所あるかと思うんですけども、さらに傾斜とかそういうので決めている土砂災害危険箇所というのが大体8,000近くあるかと思うんですけども、この土砂災害危険箇所を、さらに調査して土砂災害警戒区域というものに順次指定していくかと思うんですけども、今のところ土砂災害危険箇所の大体1割ぐらいが、土砂災害警戒区域になってるかと思うんですけども、まあ大体年間150カ所ぐらいを指定していくということで単純に計算していくと、全部こう指定していったりするには単純に計算すれば150で割ればの話なんですけど40年から50年ぐらいかかるかと思うんですけども、費用とか人員が限られていく中で、今後の指定とかについてはどのように知事はお考えか教えてください。

(知 事)

その区域に家を建てたけれども、それによって今度は家を建てられなくなったら、それ

をどうするのかという話にもなります。なかなかこれも簡単ではないんですよ。そういうところに自分の家を建てて、そこが危険だからほかへ行くといっても、そのお金は誰が出すんだということもあります。また工事を一気にやるといっても、なかなかそれは思うに任せないこともあります。ですから、単純な形で割り切るのはなかなか難しいと思います。ただ、そうはいっても大変危険なところは、地権者の理解を求めながらということになるんでしょうが、こういう制度ができる前から、実際家を建てたりというところがいっぱいあるわけですから、そういうところをどうするのか。ある時点でルールを作っても、その前からのものへの対応というのは非常に難しい、特に現場では難しいのではないかと思います。だから全部一度にというよりも、なかなか思うに任せない場合は、危険な時にできるだけ早く避難するとか避難の方法やルートとか、そういうところをまず優先してやるということになるんじゃないかと思います。当然、市町村と十分連携しながらということですけれども。

(幹事社)

あとよろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。